

(証券コード 4974)

2023年6月2日

株 主 各 位

滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
タカラバイオ株式会社
代表取締役社長 仲 尾 功 一

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトURL <https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>

当社ウェブサイト



つきましては、お手数ながら、「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（5頁）をご高覧のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

敬 具

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトにも電子提供措置をとっております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただく場合は、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）URL

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主総会資料掲載ウェブサイトURL

<https://d.sokai.jp/4974/teiji/>

東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)



株主総会資料掲載
ウェブサイト



記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県大津市におの浜四丁目7番7号
びわ湖大津プリンスホテル 3階「プリンスホール」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本株主総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

- 1 当社の指定する以下ウェブサイトアクセスしてください。

配信日時

2023年6月26日（月曜日）から2023年7月26日（水曜日）まで

配信URL

<https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>



当社ウェブサイト内の「株主総会」（上記URL）にアクセスの上、「第21回 定時株主総会オンデマンド配信」をクリック（タップ）してください。

- 2 再生ボタンをクリック（タップ）し、ご視聴ください。

<ご注意>

- 配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ご使用の機器や通信環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- インターネット接続・利用に関する費用は、株主さまのご負担となります。
- オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主さまの容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
 - ◎株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は、ご入場できませんのでご注意ください。
 - ◎電子提供措置事項のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイトURL (<https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>) 等に掲載しております。
 - ① 事業報告 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ② 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際し監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際し監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記（1頁）の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにてその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
 - ◎議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎今後の新型コロナウイルスの感染状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトURL (<https://www.takara-bio.co.jp>) においてお知らせいたしますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産の配布、お飲み物のご提供はいたしておりません。
 - ◎体調の優れない株主さまにおかれましては、ご来場をお控えください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4974/>



インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

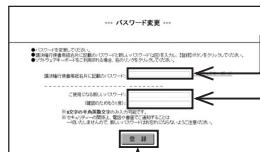
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00～21:00)

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを認証する重要なものです。本株主総会終了まで、大切に保管ください。なお、当社から株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、株主さまのご利用機器やインターネット環境等によってはご利用いただけない場合もございます。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主さまのご負担となります。

(ご参考)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、研究開発活動を積極的に実施していくため内部留保の充実に意を用いつつ、株主の皆さまへの利益還元についても重要な経営課題と位置づけ、経営成績および財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としております。具体的には、連結計算書類における特別損益を加味せずに算出された想定当期純利益の30%台後半を目途として剰余金の配当を行う方針であります。当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、次のとおり前期より1株につき9円増配の42円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円 総額5,057,455,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の助言・提言を受け、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	<p style="text-align: center;">なか お こう いち 仲 尾 功 一</p> <p style="text-align: center;">(1962 年 6 月 16 日 生)</p> <p style="text-align: center;">【再任・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 71,600株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)</p>	<p>1985年 4 月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2002年 4 月 当社取締役 2003年 6 月 当社常務取締役 兼 執行役員 2004年 6 月 当社専務取締役 兼 執行役員 2006年 4 月 当社専務取締役 兼 執行役員 COO 2007年 6 月 当社代表取締役副社長 兼 執行役員 COO 2008年 6 月 当社代表取締役副社長 COO 2009年 5 月 当社代表取締役社長 (現任) Takara Bio USA Holdings Inc. Director, President (現任) 2009年 6 月 宝ホールディングス株式会社取締役(現任) 2015年 6 月 当社社長執行役員 (現任) 2020年 4 月 当社CEO (現任) 2021年 4 月 次世代バイオ医薬品製造技術研究組合代表理事(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> Takara Bio USA Holdings Inc. Director, President 宝ホールディングス株式会社取締役 次世代バイオ医薬品製造技術研究組合代表理事</p>
<p><取締役候補者とした理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社（かつ当社の子会社）であるTakara Bio USA Holdings Inc.の業務執行者（Director, President）であり、かつ過去10年間においても同社の業務執行者（Director, President）であります。 ・同氏は、過去10年間において、当社の親会社の宝ホールディングス株式会社の子会社（かつ当社の子会社）である宝生物工程（大連）有限公司、宝日医生物技術（北京）有限公司およびTakara Korea Biomedical Inc.の業務執行者（それぞれ董事長、董事長および共同代表取締役会長）であったことがあります。 <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
	<p style="text-align: center;"> <small>みね の じゆん いち</small> 峰 野 純 一 (1960 年 8 月 13 日 生) 【再任・男性】 ■所有する当社株式の数 14,400株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) </p>	<p> 1984年 4 月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2004年 4 月 当社細胞・遺伝子治療センター長 2009年 6 月 当社遺伝子医療事業部門副本部長 兼 細胞・遺伝子治療センター長 2011年 4 月 当社執行役員 2012年 6 月 当社常務執行役員 2014年 6 月 当社常務取締役 2015年 6 月 当社常務取締役 兼 常務執行役員 2016年 7 月 Takara Korea Biomedical Inc. 共同代表取締役副会長 2019年 6 月 当社取締役 (現任) 兼 専務執行役員 2022年 4 月 当社副社長執行役員 (現任) <当社における現担当> CDMセンター (第1部～第6部) 担当 </p>
2		<p><取締役候補者とした理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、新技術・新プロジェクトの研究開発、遺伝子解析関連事業および再生・細胞医療・遺伝子治療に係る臨床研究製品・サービス等関連業務に従事し、遺伝子医療事業におけるGMP製造体制を確立させた実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、過去10年において、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社 (かつ当社の子会社) であるTakara Korea Biomedical Inc.の業務執行者 (共同代表取締役副会長) であったことがあります。 <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p>はま おか よう 浜 岡 陽 (1962年10月9日生)</p> <p>【再任・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 16,900株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)</p>	<p>1987年4月 日本たばこ産業株式会社 入社 2000年2月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2004年4月 当社執行役員 2009年6月 当社常務執行役員 兼 遺伝子医療事業部門副本部長 2017年4月 当社知的財産部担当 兼 事業開発部長 2018年6月 当社総務部担当 2019年4月 当社プロジェクト企画部担当 2020年4月 当社開発本部長 2021年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 (現任)</p> <p><当社における現担当> CFO (Chief Financial Officer)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は、事業開発、知的財産、プロジェクト推進・企画、広報・IR、総務、財務の業務等での実績を有し、コーポレート部門における当社業務に精通しているとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について> 当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
4	<p style="text-align: center;">みや むら つよし 宮 村 毅 (1963 年 10 月 20 日 生)</p> <p style="text-align: center;">【再任・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 11,900株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)</p>	<p>1988年 4 月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2009年 1 月 当社営業部長 2009年 6 月 当社執行役員 2014年 6 月 当社常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役 (現任) 2019年12月 宝日医生物技術 (北京) 有限公司董事長 (現任) 2021年 3 月 Takara Korea Biomedical Inc. 共同代表取締役会長 (現任) 2022年 4 月 当社専務執行役員 (現任) 宝生物工程 (大連) 有限公司董事長 (現任)</p> <p><当社における現担当> CDM推進部、CDM支援部、営業企画部、製造第1部・第2部担当</p> <p><重要な兼職の状況> 宝生物工程 (大連) 有限公司董事長 宝日医生物技術 (北京) 有限公司董事長 Takara Korea Biomedical Inc. 共同代表取締役会長</p> <p><取締役候補者とした理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、バイオ事業製品・サービスの企画・マーケティング・営業・販売、子会社経営等の業務に従事し、遺伝子工学研究分野製品の中国市場拡大と子会社経営の手腕の実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社 (かつ当社の子会社) である宝生物工程 (大連) 有限公司、宝日医生物技術 (北京) 有限公司およびTakara Korea Biomedical Inc.の業務執行者 (それぞれ董事長、董事長および共同代表取締役会長) であり、かつ過去10年間においても同社の業務執行者 (それぞれ董事長、董事長および共同代表取締役会長) であります。 <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
5	<p style="text-align: center;">くさ か べ かつ ひこ 日 下 部 克 彦 (1961 年 6 月 1 日 生)</p> <p style="text-align: center;">【新任・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 3,000株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 —</p>	<p>1986年 4 月 寶酒造株式会社（現 宝ホールディングス株式会社）入社 2017年 6 月 当社執行役員 2020年 4 月 当社製造本部副本部長、SCM部担当、設備管理部担当 2021年 4 月 製造管理本部長 2021年 6 月 当社常務執行役員 2023年 4 月 当社専務執行役員（現任）</p> <p><当社における現担当> 製造管理部、設備管理部担当 兼 技術研修センター長</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は、製造管理、設備管理等の業務に従事し、製造施設・設備のエンジニアリング・維持管理、生産管理、購買、調達、原材料・資材管理の実績を有することから、取締役候補としました。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について> 当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	<p style="text-align: center;">木村睦 (1963年2月3日生)</p> <p style="text-align: center;">【再任・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 50,400株 ■当社との特別利害関係 下記参照 ■当期取締役会出席状況 10回中10回(100%) (2022年6月24日就任後)</p>	<p>1985年4月 寶酒造株式会社(現 宝ホールディングス株式会社)入社 2002年4月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2007年6月 当社専務取締役 2009年5月 当社取締役副社長 2009年6月 当社代表取締役副社長 2014年6月 宝ホールディングス株式会社取締役 宝酒造株式会社専務取締役 2016年6月 宝ホールディングス株式会社代表取締役副社長 2017年6月 宝酒造株式会社取締役(現任) 2017年7月 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長 2018年6月 宝ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) 2020年4月 宝酒造インターナショナル株式会社取締役(現任) 2022年6月 当社取締役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 宝ホールディングス株式会社代表取締役社長 宝酒造株式会社取締役 宝酒造インターナショナル株式会社取締役</p>
6		<p><取締役候補者とした理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、過去において当社の経営企画、財務、経理、広報、総務、人事等の分野における豊富な経験と実績を有するとともに、長年にわたり当社グループの取締役としてリーダーシップを発揮してきました。 ・同氏を当社の取締役とすることで、当社のコーポレート機能を強化させ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できることから、引き続き取締役候補者としました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の業務執行者(代表取締役社長)であり、かつ過去10年間において、同社の業務執行者(代表取締役社長、代表取締役副社長、取締役)であったことがあります。 ・同氏は、過去10年間において、当社の親会社の宝ホールディングス株式会社の子会社(かつ当社のいわゆる兄弟会社)である宝酒造株式会社の業務執行者(専務取締役)および宝酒造インターナショナル株式会社の業務執行者(代表取締役社長)であったことがあります。 <p><当社との特別利害関係> 当社は、同氏が代表取締役社長をつとめている宝ホールディングス株式会社との間に、商標権の使用許諾に関する支払い、コンピュータ関連業務の委託および情報関連機器の賃借に関する支払い、事務所の賃貸に関する取引関係があります。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について> 当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	<p>かわしまのぶこ 河島伸子 (1962年10月27日生) (戸籍上の氏名：横山伸子)</p> <p>【再任・社外・女性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■指名・報酬委員会出席状況 2回中2回 (100%) ■当社社外取締役在任期間 7年 (本総会最終時) 	<p>1986年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現 株式会社新生銀行) 入行</p> <p>1987年9月 株式会社電通総研入社</p> <p>1995年9月 英国ウォーリック大学文化政策研究センター リサーチフェロー</p> <p>1999年4月 学校法人同志社 同志社大学経済学部専任講師</p> <p>2004年4月 同大学経済学部教授 (現任)</p> <p>2016年6月 当社取締役 (社外取締役) (現任)</p> <p>2021年6月 株式会社TOKAIホールディングス取締役 (社外取締役) (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>学校法人同志社 同志社大学経済学部教授</p> <p>株式会社TOKAIホールディングス取締役 (社外取締役)</p>
7		<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、長年にわたり創造経済、企業の社会的責任等をテーマにした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただき、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待するとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。また、同氏の再任が承認された場合は、指名・報酬委員会委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただきます。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <p><責任限定契約について></p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	<p>木村和子 (1951年5月1日生)</p> <p>【再任・社外・女性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■指名・報酬委員会出席状況 2回中2回 (100%) ■当社社外取締役在任期間 4年 (本総会終結時) 	<p>1976年4月 厚生省 (現 厚生労働省) 生活衛生局入省 1979年4月 同省薬務局 1996年7月 世界保健機関 (WHO) 医薬品部出向 1999年7月 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 出向 2000年4月 金沢大学医薬保健研究域薬学系国際保健薬学研究室教授 2013年6月 アルフレッサホールディングス株式会社 取締役 (社外取締役) 2013年9月 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会 代表理事 (現任) 2017年4月 金沢大学名誉教授 2017年10月 国立大学法人金沢大学大学院医薬保健学総合研究科特 任教授 2019年6月 当社取締役 (社外取締役) (現任) 2021年6月 三菱倉庫株式会社取締役 (社外取締役) (現任) <重要な兼職の状況> 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会代表理事 三菱倉庫株式会社取締役 (社外取締役)</p>
8		<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、医薬品流通の品質管理、低品質薬・偽造薬の根絶、偽造防止技術の開発支援、専門家を育成を専門としております。その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただき、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待するとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。また、同氏の再任が承認された場合は、指名・報酬委員会委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただきます。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学院教授としての医薬品流通の品質管理等に対する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <p><責任限定契約について></p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
	<p style="text-align: center;">まつ　むら　のり　おみ 松　村　謙　臣</p> <p style="text-align: center;">(1971 年 7 月 10 日 生)</p> <p style="text-align: center;">【再任・社外・男性】</p> <p>■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■指名・報酬委員会出席状況 2回中2回 (100%) ■当社社外取締役在任期間 3年 (本総会最終時)</p>	<p>1998年 5 月 兵庫県立尼崎病院産婦人科医員 2000年 4 月 公立豊岡病院産婦人科医員 2002年 9 月 京都大学医学部附属病院産婦人科医員 2007年 4 月 国立大学法人京都大学医学部附属病院産婦人科特定病院助教 2008年 4 月 同大学医学部附属病院産婦人科助教 2012年12月 同大学医学部附属病院周産母子診療部講師 2013年 8 月 同大学大学院医学研究科医学専攻婦人科学産科学准教授 2017年 4 月 学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学教授(現任) 2017年 6 月 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会副委員長(現任) 2018年12月 特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構 理事 兼 TR委員 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 (社外取締役) (現任) 2020年 7 月 日本婦人科腫瘍学会 理事 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学教授</p>
9		<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、産婦人科学をはじめとする医学全般に関する豊富な経験および専門的知識を有し、腫瘍のゲノム解析、分子標的療法、免疫療法といった分野に特に精通しております。取締役会において、その経験および専門性を活かし、独立かつ客観的な立場から意見を表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待するとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。また、同氏の再任が承認された場合は、指名・報酬委員会委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただきます。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての医学全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <p><責任限定契約について></p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 喜多昭彦氏および玉置雅英氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	<p>喜多昭彦 (1959年9月10日生) 【再任・男性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所有する当社株式の数 1,600株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■当期監査役会出席状況 13回中13回 (100%) 	<p>1984年 4月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2011年 4月 当社医食品バイオ事業部門副本部長 2013年 4月 当社医食品バイオ事業部門本部長 2014年 4月 当社執行役員、医食品バイオ事業部門本部長 兼 楠工場長 兼 機能性食品部長 2016年 6月 当社常勤監査役 (現任)</p>
<p><監査役候補者とした理由></p> <p>同氏は、医食品バイオ事業の製品の開発・製造管理・生産・品質保証等の業務に従事し、宝生物工程（大連）有限公司では総経理、宝日生物技術（北京）有限公司では董事として海外子会社の経営全般に従事した経験も有しており、この様な幅広い経験・知識が当社のグループ子会社も含めた監査機能の強化につながることを期待するとともに、当社の定める監査役候補者の基準を満たしていることから、引き続き監査役候補者となりました。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>		
2	<p>玉置雅英 (1960年2月28日生) 【再任・男性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■所有する当社株式の数 6,000株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■当期監査役会出席状況 13回中13回 (100%) 	<p>1983年 4月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2005年 4月 当社販売部長 2007年 4月 当社執行役員 2009年 6月 当社遺伝子工学研究事業部門副本部長 2015年 4月 当社医食品バイオ事業部門本部長 2016年 6月 当社常務執行役員 2019年 6月 当社常勤監査役 (現任)</p>
<p><監査役候補者とした理由></p> <p>同氏は、バイオ産業支援事業の製品・サービスの販売、物流および購買等の業務に従事し、医食品バイオ事業の子会社の経営全般に従事した経験も有しており、この様な幅広い経験・知識が当社のグループ子会社も含めた監査機能の強化につながることを期待するとともに、当社の定める監査役候補者の基準を満たしていることから、引き続き監査役候補者となりました。</p> <p><役員等賠償責任保険契約について></p> <p>当社は、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏の再任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。</p>		

以上

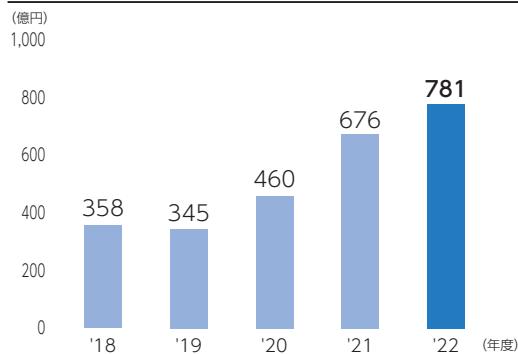
(ご参考) 選任後の取締役および監査役の専門性と経験 (スキル・マトリックス)

氏名	性別	当社における地位	企業経営 経営戦略	事業戦略 マーケティング	研究 開発	製造 品質保証	医学 薬学 健康	法務 知的財産	財務会計 人事労務	コンプライアンス リスクマネジメント	グローバル 多様性
仲尾 功一	男性	代表取締役社長	●	●	●			●	●	●	●
峰野 純一	男性	取締役	●	●	●	●				●	●
浜岡 陽	男性	取締役	●	●	●			●	●	●	●
宮村 毅	男性	取締役		●	●	●				●	●
日下部 克彦	男性	取締役	●	●		●				●	●
木村 睦	男性	取締役	●	●				●	●	●	●
河島 伸子	女性	社外取締役	●	●						●	●
木村 和子	女性	社外取締役			●	●	●			●	●
松村 謙臣	男性	社外取締役			●		●			●	●
喜多 昭彦	男性	監査役	●			●				●	●
玉置 雅英	男性	監査役		●						●	●
鎌田 邦彦	男性	社外監査役	●					●		●	●
姫岩 康雄	男性	社外監査役	●						●	●	●
牧川 方昭	男性	社外監査役			●		●			●	●

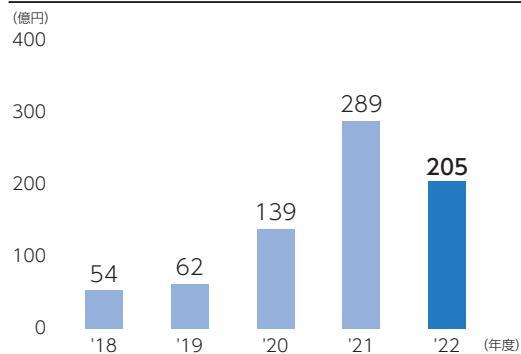
※上記一覧表は、各取締役・監査役が有するすべてのスキルを表すものではありません。

財務ハイライト

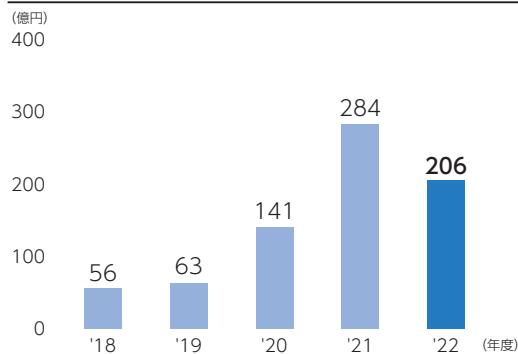
売上高



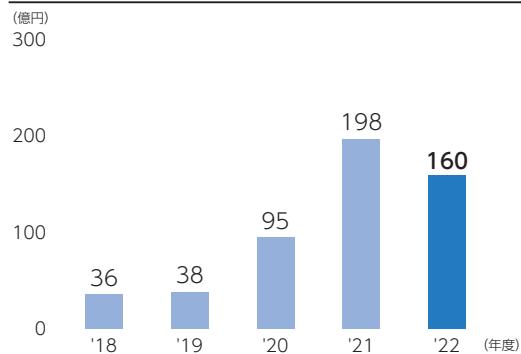
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



1. コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役が明確な当事者意識とスピード感をもって機動的に意思決定を行い、業務執行を監督するとともに、当社事業に関する経験・知識を有する独立性の高い社外取締役が、監査役会とも連携を図り、業務執行の監査・監督を行う体制を整備しています。

(2) 取締役および取締役会

当社の取締役会は9名で構成され、うち3名が社外取締役です。経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としています。

(3) 監査役および監査役会

当社の監査役会は5名で構成され、うち3名が社外監査役です。当社の監査役および監査役会は、その役割および責務の遂行について、独立した客観的な立場から適切な判断を行うこととしています。また、監査役は、取締役会や各種の重要な経営会議への出席や経営陣および内部監査部門等との意見交換の場などを通じて、会計監査や業務監査を適切に行うだけでなく、必要と判断したときは、経営陣に対してさまざまな提言を行うこととしています。

詳細は下記当社ウェブサイトでご確認ください。

●コーポレート・ガバナンスウェブサイトURL

<https://ir.takara-bio.co.jp/ja/sustainability/governance.html>

2. サステナビリティ

サステナビリティ経営推進基本方針

当社グループは、「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて人々の健康に貢献する」という企業理念のもと、中長期的な企業価値の向上の観点から、事業活動を通じて健康をはじめとするサステナビリティをめぐるさまざまな社会課題に取り組み「持続可能な社会の実現」と「当社グループの持続的な成長」の両立を目指します。取り組みにあたっては、マテリアリティ（重要課題）を特定し、ステークホルダーの皆様との協働、宝ホールディングスグループとの連携によって社会課題の解決に資するよう、サステナビリティ経営を推進します。

詳細は下記当社ウェブサイトでご確認ください。

●サステナビリティウェブサイトURL

<https://ir.takara-bio.co.jp/ja/sustainability/policy.html>

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の流行や米中貿易摩擦の長期化、ロシアのウクライナ侵攻等の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、2025年度を最終年度とする6カ年の「長期経営構想2025」および2022年度を最終年度とする3カ年の「中期経営計画2022」のもと、試薬・機器事業とCDMO事業を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティを継続的に創出する創薬企業を目指した取り組みを推進いたしました。また、新型コロナウイルス検査関連製品の安定的な供給や、ワクチンを含む再生・細胞医療・遺伝子治療製品の製造体制整備等に積極的に取り組みました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

①事業別の状況

1) 試薬・機器

バイオテクノロジーを利用する研究開発活動がますます広がりを見せる中、当社グループは、こうした研究開発活動を支援する試薬・機器を開発し、世界中のバイオ研究者に提供するこれらの事業をコア事業として展開しています。コロナ禍では当社の強みであるPCR技術を活用した検出試薬を世界中に供給しました。

2) 受託

再生・細胞医療・遺伝子治療の開発製造支援事業であるCDMO事業を展開しています。CDMO（Contract Development and Manufacturing Organization）とは医薬品の製法開発から製造までの工程を受託する事業を指します。当社では、遺伝子治療薬等の分野に注力してCDMO事業を進めています。また、ヒトゲノム配列解析受託等を行う遺伝子解析/検査関連受託もCDMO事業の一環として取り組んでおります。

3) 遺伝子医療

生物学の進展やテクノロジーの進歩により、医薬の分野では、低分子や抗体等に加え、新たに、遺伝子や細胞等を新しいモダリティ（治療手段）として開発する動きが急速に広がっております。このような状況の中、当社グループは、独自技術であるレトロネクチン[®]等の遺伝子治療製品製造補助剤の製造・販売、新規モダリティの創出、臨床開発プロジェクトを進め、当社グループのバイオ創薬基盤技術の価値の最大化に取り組んでおります。

なお、当連結会計年度より、管理区分の見直しを行い、従来「試薬」に含めていたGMPグレード（再生医療等製品製造用）の試薬類等を「遺伝子医療」に区分しております。

当連結会計年度における事業別の研究内容等は、次のとおりであります。

<試薬・機器>

当事業では、遺伝子工学研究用試薬、細胞工学研究用試薬等の開発を進めております。また、試薬と機器のシステム化により利便性を向上させる開発等も進めております。コロナ禍においては、新型コロナウイルス検出用PCR関連製品等の開発も進めております。

当連結会計年度においては、mRNAワクチン関連試薬、サル痘ウイルス検出用PCR試薬、コンパクトで操作性に優れたPCR装置等の開発を行いました。

<受託>

当事業では、再生・細胞医療・遺伝子治療の開発、製造支援事業であるCDMO事業に関する研究開発に注力しております。

当連結会計年度においては、細胞加工やウイルスベクターの生産効率性向上や大量製造に関する研究開発、新規遺伝子解析/検査受託メニュー等の開発を進めました。

<遺伝子医療>

当事業では、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン[®]法、siTCR[®]技術等の応用開発に加え、創薬基盤技術の開発・事業化に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、脳指向性アデノ随伴ウイルスベクターの応用化開発、次世代CAR遺伝子治療法であるCD19・JAK/STAT・CAR遺伝子治療（開発コード：TBI-2001）のカナダでの臨床試験開始の準備等を進める他、NY-ESO-1・siTCR[®]遺伝子治療（開発コード：TBI-1301）の製造販売承認申請に向けた準備を進めました。また、mRNAワクチンの開発・製造に必要な製造補助剤等の開発に取り組みました。

この他、上記の事業別に分類しきれない事業横断的な研究開発も推進しております。当社グループとしては、各研究開発プロジェクトの相互作用・フィードバック効果を利用して、戦略的な研究開発の推進を目指しております。

②売上高および損益の状況

当連結会計年度の売上高は、機器および受託が前期比で減少したものの、試薬および遺伝子医療が前期比で増加いたしました。特に、試薬は抗原検査試薬をはじめとした、新型コロナウイルス検査関連試薬が大幅に伸長いたしました。その結果、売上高は、78,142百万円（前期比15.4%増）と増収となりましたが、売上原価は、売上構成の変化等により原価率が上昇し、33,377百万円（同80.5%増）となりました。この結果、売上総利益は、44,765百万円（同9.0%減）と減益となりました。販売費及び一般管理費は、人件費および研究開発費等が増加し、24,224百万円（同19.3%増）となり、営業利益は、20,541百万円（同28.9%減）と減益となりました。

営業利益の減益にともない、経常利益は、20,682百万円（同27.3%減）、税金等調整前当期純利益は、21,224百万円（同22.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、16,012百万円（同19.3%減）とそれぞれ減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め、総額6,516百万円でありました。そのうち主なものは、以下のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

管理棟（新設）

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

ワクチン関連およびCDMO事業等のデュアルユース製造設備

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売 上 高 (百万円)	34,565	46,086	67,699	78,142
経 常 利 益 (百万円)	6,347	14,159	28,459	20,682
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,819	9,547	19,849	16,012
1 株当たり当期純利益 (円)	31.72	79.29	164.84	132.97
総 資 産 (百万円)	75,009	89,750	115,712	129,202
純 資 産 (百万円)	66,591	74,302	96,064	112,454

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売 上 高 (百万円)	21,984	33,885	50,398	57,280
経 常 利 益 (百万円)	4,008	11,495	25,063	17,444
当 期 純 利 益 (百万円)	2,623	8,681	18,485	14,313
1 株当たり当期純利益 (円)	21.79	72.10	153.51	118.87
総 資 産 (百万円)	68,045	81,124	101,386	108,607
純 資 産 (百万円)	61,927	69,645	86,204	96,544

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
宝ホールディングス株式会社	13,226百万円	60.93%	純粋持株会社

(注) 当社の親会社との営業取引として、商標権の使用許諾料の支払い、コンピュータ関連業務の委託料および情報関連機器の賃料の支払い、事務所賃貸料の受領があります。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Takara Bio Europe S.A.S.	891千ユーロ	100.00%	試薬の製造・販売、機器の販売、受託
Takara Bio UK Ltd	100千英ポンド	(100.00%)	試薬および機器の販売
宝生物工程(大連)有限公司	2,350百万円	100.00%	試薬の開発・製造・販売、受託
宝日医生物技术(北京)有限公司	1,330百万円	100.00%	試薬および機器の販売
Takara Korea Biomedical Inc.	3,860百万ウォン	100.00%	試薬および機器の販売
DSS Takara Bio India Private Limited	110百万ルピー	50.00% (1.00%)	試薬の製造・販売
Takara Bio USA Holdings Inc.	70,857千米ドル	100.00%	子会社の管理
Takara Bio USA, Inc.	83千米ドル	(100.00%)	試薬および機器の開発・製造・販売

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有比率であります。
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 3. Takara Bio Europe ABにつきましては、2022年12月にTakara Bio Europe S.A.S.を存続会社として吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行や米中貿易摩擦の長期化、ロシアのウクライナ侵攻等、引き続き不透明な状況が続いています。一方で、新型コロナウイルスの流行を機にバイオテクノロジーの重要性が認識され、政府基本戦略に「再生・細胞医療・遺伝子治療」が重点投資分野として掲げられ、大型予算措置がなされるなど、ライフサイエンス産業への強い追い風が吹いております。

一方で、当社が積極的に取り組んでいる、CDMO事業には大手企業の参入が急増しており、世界的に競争が激化しております。また、環境・社会問題等、サステナビリティへの企業の取り組みに対し、社会的関心が高まり、企業は業績・財務だけではなく、社会課題解決への積極的な取り組みが求められております。

このような状況の中、当社グループは2025年度を最終年度とする6カ年の「長期経営構想2025」および3カ年の「中期経営計画2025」に則り、持続的成長を実現してまいります。

「長期経営構想2025」の概要

(1) 位置づけ・目的

「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献します。」という企業理念のもと、2025年における目指す姿を示し、持続的成長を実現する。

(2) 期間

2020年度～2025年度（6年間）

(3) ビジョン（目指す姿）

試薬・機器事業とCDMO事業を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティを創出し続ける創薬企業¹を目指す。

(4) 計画最終年度定量目標

営業利益：100億円、ROE：8%以上²

(注) 1. 医薬品の研究開発、製造、販売のすべての機能を自社内で完結する完全統合型製薬企業のビジネスモデルではなく、新しく開発した治療法のライセンスを導出する等により収益を得ることをビジネスモデルとする企業

2. 定量目標については2020年度策定時のもの

「中期経営計画2025」の概要

(1) 期間

2023年度～2025年度（3年間）

(2) 全体方針

「長期経営構想2025」の定量目標を前倒し、飛躍的成長を成し遂げる。

(3) 計画最終年度定量目標

営業利益：150億円、ROE：8%以上

(4) 事業戦略

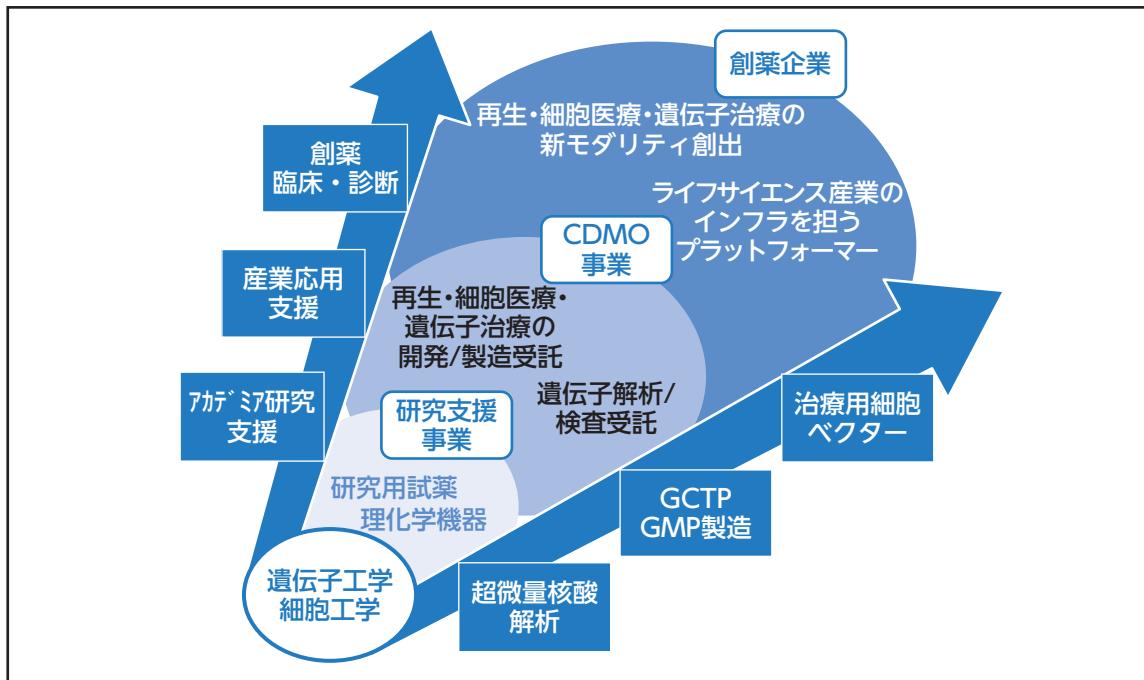
- ・「ライフサイエンス産業におけるインフラを担うグローバルプラットフォーマー」としての地位の確立
- ・グローバルな製造、マーケティング体制の整備
- ・品質管理工程の堅牢化・効率化と製造技術力の強化
- ・創薬基盤技術の価値最大化
- ・研究開発プロジェクトの選択と集中による新製品／サービスの開発スピードの加速

(5) 経営基盤強化

- ・成長・強化領域への積極的な投資と適切な株主還元によりROEの向上を実現する
- ・会社と従業員とのつながりを深め、強固な成長基盤を構築する
- ・「持続可能な社会の実現」と「当社グループの持続的な成長」を両立する

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(参考) 「長期経営構想2025」のビジョン



①事業領域の拡大

アカデミアの研究支援から、産業応用、臨床関連分野、さらに創薬へと事業領域を拡大させる

②新技術の開発

研究用試薬などの新製品開発やCDMO事業の新メニューの開発を通じ、創薬基盤技術開発を進める

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、試薬、機器、受託、遺伝子医療に関するバイオテクノロジーを活用した研究開発ならびに関連製品の製造・販売を行っております。主要製品等は、次のとおりであります。

事	業	主 要 製 品 等
試	薬	試薬（遺伝子工学試薬、細胞工学試薬、タンパク質工学試薬、体外診断用医薬品）、バイオ関連特許等の実施許諾対価料
機	器	PCR・リアルタイムPCR装置、NGS解析のためのライブラリー作製装置、電気泳動関連装置
受	託	細胞加工、遺伝子治療用ベクター製造受託、iPS細胞作製受託、品質試験、遺伝子配列・発現解析受託、マイクロアレイ関連受託
遺 伝 子 医 療		遺伝子治療薬関連の開発・販売実施許諾対価料、治験製品、再生・細胞医療・遺伝子治療製品製造補助剤

(8) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

当社 本社	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
草津事業所	滋賀県草津市
東京事業所	東京都中央区
Takara Bio Europe S.A.S.	フランス
Takara Bio Europe S.A.S. スウェーデン支店	スウェーデン
Takara Bio UK Ltd	英国
宝生物工程(大連)有限公司	中国
宝日医生物技術(北京)有限公司	中国
Takara Korea Biomedical Inc.	韓国
DSS Takara Bio India Private Limited	インド
Takara Bio USA Holdings Inc.	米国
Takara Bio USA, Inc.	米国

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,793名	127名増

- (注) 1. 従業員数は、臨時従業員および派遣社員を除いた就業人員数であります。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
769名	100名増	40歳9カ月	11年1カ月

- (注) 従業員の増加の主な理由は、業容拡大にともなう採用によるものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
(2) 発行済株式の総数 120,415,600株
(3) 株主数 46,896名
(4) 大株主（上位10名）およびその持株数

大株主の氏名	持株数	持株比率
宝ホールディングス株式会社	株 73,350,000	% 60.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,114,500	5.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,489,800	2.07
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	671,300	0.56
GOVERNMENT OF NORWAY	651,797	0.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781	615,720	0.51
KIA FUND F149	549,000	0.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	543,149	0.45
第一生命保険株式会社	503,600	0.42
株式会社京都銀行	500,000	0.42

4. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

2023年3月31日現在

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼 社長執行役員	仲 尾 功 一	C E O (Chief Executive Officer)	Takara Bio USA Holdings Inc. Director, President 宝ホールディングス株式会社 取締役 次世代バイオ医薬品製造技術研究組合 代表理事
取 締 役 兼 副社長執行役員	峰 野 純 一	CDM事業担当 CDM推進部担当	
取 締 役 兼 専務執行役員	浜 岡 陽	経営管理担当 知的財産部担当	
取 締 役 兼 専務執行役員	宮 村 毅	試薬・機器事業担当 製品開発センター担当	宝生物工程(大連)有限公司 董事長 宝日医生物技術(北京)有限公司 董事長 Takara Korea Biomedical Inc. 共同代表取締役会長
取 締 役 兼 常務執行役員	木 村 正 伸	品質保証担当 品質保証第1部・第2 部、品質保証管理部、 薬事・安全性情報管理 部担当	
取 締 役	木 村 睦		宝ホールディングス株式会社 代表取締役社長 宝酒造株式会社 取締役 宝酒造インターナショナル株式会社 取締役
取 締 役 (社外取締役)	河 島 伸 子		学校法人同志社 同志社大学 経済学部教授 株式会社TOKAIホールディングス 社外取締役
取 締 役 (社外取締役)	木 村 和 子		国立大学法人金沢大学 金沢大学大学院 医薬保健学総合研究科特任教授 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会 代表理事 三菱倉庫株式会社 社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (社外取締役)	松 村 謙 臣		学校法人近畿大学 近畿大学 医学部産婦人科学教授
常 勤 監 査 役	喜 多 昭 彦		
常 勤 監 査 役	玉 置 雅 英		
監 査 役 (社外監査役)	鎌 田 邦 彦		弁護士法人第一法律事務所 社員
監 査 役 (社外監査役)	姫 岩 康 雄		姫岩公認会計士事務所 所長 シャープ株式会社 社外取締役 (監査等委員) IDEC株式会社 社外取締役 (常勤監査等委員)
監 査 役 (社外監査役)	牧 川 方 昭		学校法人立命館 理事補佐 学校法人立命館 立命館大学 総合科学技術研究機構 客員教授 学校法人大阪初芝学園 学園長

(注) 1. 取締役 河島伸子、木村和子および松村謙臣の3氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏は、社外監査役であります。

3. 当事業年度中の異動は、次のとおりであります。

① 就任

2022年6月24日開催の第20回定時株主総会において、木村睦氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 退任

2022年6月24日付で取締役会長 大宮久氏は、任期満了により退任いたしました。

4. 監査役 鎌田邦彦氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役 姫岩康雄氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役 河島伸子、木村和子および松村謙臣の3氏ならびに監査役 鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に規定しております。これに基づき、社外取締役である河島伸子、木村和子および松村謙臣の3氏ならびに社外監査役である鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、当社監査役および当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針にかかる事項

1) 基本的な考え方

当社の役員報酬に関する基本的な考え方は、優秀な人材を経営者として登用し、経営戦略の実行をより強く動機付けるとともに、更なる企業価値の増大につなげることを目的とした年俸制の報酬体系としております。

役員等の報酬額は、定時株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、役位および会社業績への貢献度などを総合的に勘案して、2019年12月16日開催の取締役会にて承認された業績評価の方法に基づき決定し、毎月一定の時期に支給するものとしております。

取締役の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役社長 仲尾功一氏が、当社が任意で設置する指名・報酬委員会の助言・提言を受けて決定しております。これは、当社の業務執行取締役の部門業績評価には、目標管理制度を導入しており、部門業績評価における目標は、部門固有の定量目標だけでなく、定性目標も含んでおり、業績評価の実施者は代表取締役社長としているためです。また、当該方法は、優秀な人材を経営者として登用し、経営戦略の実行をより強く動機付けるとともに、更なる企業価値の増大につながると取締役会において判断しております。

2) 報酬体系

業務執行取締役の報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献が反映できるように、固定給と会社業績等に応じて連動する変動給で構成されております。固定給は、前年度報酬額の50%としており、変動給は、前年度報酬額の50%を変動給算定の基礎とし、全社業績評価および部門業績評価により決定されます。

また、業務執行から独立した取締役および監査役の報酬は、定時株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、固定給のみとしております。

3) 変動給の算定方法

業務執行取締役の変動給の算定方法は、下記のとおりであります。

変動給計 (割合50%)	全体業績評価 (割合25%)	部門業績評価 (割合25%)
算定方法	$(前年度年俸額 \times 連結営業利益 \text{ 予算比}(\%) \times 10\%) +$ $(前年度年俸額 \times 単体営業利益 \text{ 予算比}(\%) \times 10\%) +$ $(前年度年俸額 \times 単体営業利益 \text{ 前期比}(\%) \times 5\%)$ (注) 予算比、前期比の数値(%)は、次のとおり取り扱っております。 ・ 予算比、前期比100%±5%以内の場合は、そのままの数値 ・ 予算比、前期比100%±5%超の場合は、±5%までの数値に加え、±5%を超える部分については、5%刻みで1%ずつ、加算または減算した数値 ・ 予算比、前期比の下限は90%、上限は110%	前年度年俸額×部門業績評価係数 (5段階評価：下限80%～上限120%)×25% (注) 部門業績評価係数は、目標管理制度における目標の達成度に応じた5段階評価により、80～120%の範囲で変動いたします。
指標の 選択理由 等	「営業利益」は、当社が最も重視する経営指標として位置付けているためであります。	業務執行取締役の担当部門の成果責任を明確にするため、目標管理制度を導入しております。部門業績評価における目標は、部門固有の定量目標だけでなく、定性目標も含んでおります。
結果	連結営業利益 予算比110% 単体営業利益 予算比110%、前期比110%	業務執行取締役と代表取締役社長との個別面談により、代表取締役社長が総合評価を行いました。

- 4) 役員報酬に関する株主総会決議
役員報酬に関する株主総会決議の内容は、以下のとおりであります。
- a) 株主総会決議の年月日
2017年6月23日
- b) 取締役
固定報酬額
年額1億8,480万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）
業績連動報酬額
年間につき、前事業年度の連結営業利益の5%相当額以内
対象とされた取締役の員数
8名
- c) 監査役
固定報酬額
年額7,200万円以内
対象とされた監査役の員数
5名

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	257	117	133	5	7
監査役 (社外監査役を除く)	33	33	-	-	2
社外取締役	21	21	-	-	3
社外監査役	22	22	-	-	3

(注) 上表には、2022年6月24日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

- ③役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- ④使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
当社には使用人兼務役員はおりません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	河 島 伸 子	学校法人同志社 同志社大学経済学部 教授 株式会社TOKAIホールディングス 社外取締役
社 外 取 締 役	木 村 和 子	国立大学法人金沢大学 金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 特任教授 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会 代表理事 三菱倉庫株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	松 村 謙 臣	学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学 教授
社 外 監 査 役	鎌 田 邦 彦	弁護士法人第一法律事務所 社員
社 外 監 査 役	姫 岩 康 雄	姫岩公認会計士事務所 所長 シャープ株式会社 社外取締役（監査等委員） IDEC株式会社 社外取締役（常勤監査等委員）
社 外 監 査 役	牧 川 方 昭	学校法人立命館 理事補佐 学校法人立命館 立命館大学総合科学技術研究機構 客員教授 学校法人大阪初芝学園 学園長

(注) 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に記載すべき重要な取引その他特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	河 島 伸 子	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、大学教授としての経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、当社が任意で設置する指名・報酬委員会の委員長として、独立した立場から客観的な議論の展開を指揮するなど監督機能の強化ならびに指名・報酬決定プロセスの透明性の確保に貢献するとともに、委員会としての意思決定に向け議案審議を主導しております。</p>
社外取締役	木 村 和 子	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、大学院特任教授としての医薬品流通の品質管理等に対する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、当社が任意で設置する指名・報酬委員会の委員として、独立した立場から積極的に意見を述べ、監督機能の強化ならびに指名・報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しております。</p>
社外取締役	松 村 謙 臣	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、大学教授としての医学全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、当社が任意で設置する指名・報酬委員会の委員として、独立した立場から積極的に意見を述べ、監督機能の強化ならびに指名・報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しております。</p>

社外監査役

地 位	氏 名	出席状況および発言状況
社外監査役	鎌田 邦彦	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行っております。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行っております。</p>
社外監査役	姫岩 康雄	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回すべておよび監査役会13回のうち12回に出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行っております。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行っております。</p>
社外監査役	牧川 方昭	<p>当事業年度中に開催された取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行っております。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行っております。</p>

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	51百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、気候関連財務情報開示への対応に関する助言指導業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	77,569	流 動 負 債	14,375
現金及び預金	51,847	支払手形及び買掛金	2,323
受取手形	244	リース債務	151
電子記録債権	984	未払金	4,405
売掛金	11,338	未払法人税等	672
商品及び製品	6,248	賞与引当金	1,065
仕掛品	1,125	その他	5,756
原材料及び貯蔵品	3,714		
その他	2,184		
貸倒引当金	△118		
固 定 資 産	51,632	固 定 負 債	2,372
有 形 固 定 資 産	40,956	リース債務	821
建物及び構築物	21,034	繰延税金負債	179
機械装置及び運搬具	3,500	退職給付に係る負債	992
工具、器具及び備品	4,340	その他	378
土地	8,654		
リース資産	578		
建設仮勘定	2,102		
その他	745		
無 形 固 定 資 産	9,047	負 債 合 計	16,747
のれん	6,674	純 資 産 の 部	
技術資産	1,011	株 主 資 本	104,906
その他	1,360	資本金	14,965
投 資 そ の 他 の 資 産	1,627	資本剰余金	32,893
繰延税金資産	1,067	利益剰余金	57,047
退職給付に係る資産	93	その他の包括利益累計額	7,312
その他	466	為替換算調整勘定	7,680
		退職給付に係る調整累計額	△367
資 産 合 計	129,202	非 支 配 株 主 持 分	235
		純 資 産 合 計	112,454
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	129,202

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		78,142
売上原価		33,377
売上総利益		44,765
販売費及び一般管理費		24,224
営業利益		20,541
営業外収益		
受取利息	142	
不動産賃貸	158	
その他	62	363
営業外費用		
支払利息	24	
為替差損	120	
不動産賃貸費用	70	
その他	6	221
経常利益		20,682
特別利益		
固定資産売却益	251	
受取保険金	678	930
特別損失		
固定資産除売却損	348	
その他	39	388
税金等調整前当期純利益		21,224
法人税、住民税及び事業税	4,679	
法人税等調整額	496	5,176
当期純利益		16,047
非支配株主に帰属する当期純利益		35
親会社株主に帰属する当期純利益		16,012

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,729	流 動 負 債	10,621
現金及び預金	38,592	買掛金	1,265
受取手形	244	リース債務	50
電子記録債権	984	未払金	3,912
売掛金	8,439	未払費用	823
商品及び製品	3,139	未払法人税等	315
仕掛品	733	前受金	1
原材料及び貯蔵品	1,479	預り金	1,378
前払費用	209	前受収益	2
その他	907	賞与引当金	476
貸倒引当金	△0	その他	2,395
固 定 資 産	53,878	固 定 負 債	1,442
有 形 固 定 資 産	26,175	リース債務	619
建築物	11,431	退職給付引当金	597
構築物	900	資産除去債務	178
機械及び装置	2,148	その他	46
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	3,600		
土地	5,512		
リース資産	578		
建設仮勘定	2,003		
無 形 固 定 資 産	411	負 債 合 計	12,063
ソフトウェア	402	純 資 産 の 部	
その他	9	株 主 資 本	96,544
投 資 其 他 の 資 産	27,290	資本金	14,965
関係会社株式	22,509	資本剰余金	32,893
関係会社出資金	3,704	資本準備金	32,893
繰延税金資産	699	利益剰余金	48,684
その他	377	その他利益剰余金	48,684
		繰越利益剰余金	48,684
資 産 合 計	108,607	純 資 産 合 計	96,544
		負債及び純資産合計	108,607

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		57,280
売上原価		28,686
売上総利益		28,593
販売費及び一般管理費		14,040
営業利益		14,553
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,956	
不動産賃貸料	50	
その他	38	3,044
営業外費用		
支払利息	22	
為替差損	105	
不動産賃貸費用	25	
その他	1	154
経常利益		17,444
特別利益		
固定資産売却益	250	
受取保険金	678	929
特別損失		
固定資産除売却損	337	
その他	39	377
税引前当期純利益		17,995
法人税、住民税及び事業税	3,169	
法人税等調整額	512	3,681
当期純利益		14,313

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

タカラバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカラバイオ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカラバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

タカラバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃部雄也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカラバイオ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

タカラバイオ株式会社 監査役会

常勤監査役 喜 多 昭 彦 ㊟
常勤監査役 玉 置 雅 英 ㊟
社外監査役 鎌 田 邦 彦 ㊟
社外監査役 姫 岩 康 雄 ㊟
社外監査役 牧 川 方 昭 ㊟

以 上

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 滋賀県大津市におの浜四丁目7番7号
びわ湖大津プリンスホテル 3階「プリンスホール」
電話 (077) 521-1111 (代表)



- ◎株主総会当日は、JR大津駅北口付近に設けられたびわ湖大津プリンスホテル直行無料シャトルバス乗り場から、毎時10分間隔で、臨時便と併せて無料バスが運行しておりますので、ご利用いただけます。
 - ◎JR大津駅からびわ湖大津プリンスホテルへタクシーで平常時約10分
 - ◎名神高速道路大津I.C.より3.7km (平常時約10分)
 - ◎京滋バイパス石山I.C.から国道422号経由で6.9km (平常時約15分)
- ※駐車場は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。